

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

港区長

公表日

令和8年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する事務
②事務の概要	・大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和47年10月26日東京都条例第117号。以下「条例」という。)及び大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則(昭和47年10月26日東京都規則第257号。以下「規則」という。)に基づき認定審査を実施する。 ・特定個人情報ファイルは、規則の規定に従い、認定審査の際の、健康保険証資格情報の確認に使用する。 ・情報提供ネットワークシステムから、申請書類に係る情報の一部(健康保険証資格情報)を取得する。 ・申請書等及び各種届出書類を窓口で收受し、取りまとめ東京都環境保健衛生課へ送付する。 <Public Medical Hub(PMH)を活用した情報連携に係る大気汚染に係る健康被害者に対する医療費助成事務> ・情報連携のため、本区は、Public Medical Hub(PMH)へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・区民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・区民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末で用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	・中間サーバー ・Public Medical Hub (PMH)

2. 特定個人情報ファイル名

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する認定情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第2項及び第19条第6号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条(平成27年10月15日東京都条例第111号) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条(平成11年12月24日東京都条例第106号) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき特別区が処理する事務の範囲等を定める規則第2条(平成12年3月31日東京都規則第152号) ・港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報参照が出来る根拠法令> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第9号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条(平成27年10月15日東京都条例第111号) ・特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例第2条(平成11年12月24日東京都条例第106号) ・港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条 <情報提供が出来る根拠法令> 情報提供は行わない。

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	みなと保健所保健予防課
-----	-------------

②所属長の役職名	保健予防課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みなと保健所保健予防課 〒108-8315 東京都港区三田1-4-10 03-6400-0082
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みなと保健所保健予防課 〒108-8315 東京都港区三田1-4-10 03-6400-0082
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	大気汚染健康障害者の認定に係る事務では、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する作業を行う場合は、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書類の送付 ・申請書に記載された本人情報の情報システムへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書類の保管、廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない ☐ 特に力を入れて行っている	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている ☐ 十分である	
判断の根拠	本事務においては、申請を受け付け認定を行うにあたり、東京都保健医療局健康安全部環境保健衛生課などと複数の部署で書類等の保管・送付が行われることから、特に漏えい、滅失、毀損リスクが大きい。そのため、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的、技術的安全管理措置として、特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行ったことを確認することを徹底する運用としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]